

2024 年度 西高生活の心得

以下の点に注意して学校生活を送ってください。

1 服装・身だしなみ

(ア) 本校の制服は学校指定の次のものとする。(入学式、卒業式、個人写真やクラス写真時は冬服を着用する。)

- 冬服
 - ①詰襟学生服上下 校章入りボタン付き
 - 長袖白カッターシャツ (左袖に校名イニシャル入り)
 - ②セミダブル型スーツ
 - 長袖ブラウス
 - 冬用スカート
 - 冬用スラックス
 - ベスト (希望者)
 - シルバーのリボン (ダブル蝶タイ・リボン蝶タイの2種類から選択可)
 - ③ネクタイ (①②共通)
- 夏服
 - 半袖カッターシャツ (左袖に校名イニシャル入り)
 - 半袖オーバーブラウス
 - 長袖オーバーブラウス
 - 夏用スカート (裾に校名イニシャル入り)
 - 夏用スラックス
- バッジ
 - 冬服着用時は、学年色の校章をつける。

(イ) 校内活動時の身だしなみ

- 原則として制服で活動すること。但し、西高ジャージの上又は無地の黒色か紺色のカーデガンやVネックセーターでの校内活動を認める。

(ウ) その他の身だしなみについて

- カッターシャツやブラウスの下には**無地**で派手でないものを着用する。
- 学生服の着用時は、ボタンを外さず、必ず白のカッターシャツも着用し裾を出さない。
- 冬服のブラウスには常にリボン又はネクタイをつける。
- カッターシャツ着用時にネクタイをつけても良い。
- 冬の制服の中に着る防寒着は無地の黒色か紺色のカーデガンやVネックセーターを着用する。
- 靴下は、黒・紺・白・グレーを基調とした派手でないものを着用する。
- ピアス、ネックレス等の装飾品をしない。(透明ピアスもしない)
- 頭髪においてパーマ、巻き髪、エクステンション、奇抜な髪型にはしない。
- 頭髪の染色、脱色は認めない。縮毛矯正やアイロン使用による変色した場合も状況により指導の対象となる。
- スカート丈は膝の中心とすること。
- 化粧 (色付きリップ含)、つけまつげ、マニキュア、カラーコンタクト、ディファイコンタクト等をしない。
- ルーズソックスやレッグウォーマーは着用しない。

2 登下校時

- 平日、休日問わず、原則として制服を着用する。靴は指定しないがサンダル登校は認めない。
- 電車通学、自転車通学ともに交通ルールとマナーを守って登下校する。
- 車での送迎は、地域住民の迷惑となることがあるため、極力控える。
- 電動キックボードでの登下校は認めない。
- 登下校時の防寒着は規定しないが、冬服着用の上で防寒着を着用すること。

3 欠席・遅刻・早退

- やむを得ず遅刻、欠席をする場合は8:20までに学校へ連絡する。(保護者からの連絡を原則とする)
- 交通事情、通院などで遅刻が予想される場合も8:20までに学校へ連絡する。(保護者からの連絡を原則とする)
- 遅刻した場合は、登校したら教室へは行かず、直接職員室へ行く。遅刻カードに必要事項を記入し、生徒指導部の先生からサインをもらう。理由・回数に応じて指導を受ける場合がある。
- 早退する場合は、担任の許可を受ける。帰宅後すぐに、学校へ到着の連絡をする。

4 所持品

- カバン等は、高校生らしい実用的な物を使用する。
- 学習、部活動等に必要な物以外(ゲーム機、カードゲーム等)は持参しない。
- ロッカーに鍵ができるようにナンバー式の南京錠を準備し、貴重品・携帯電話は終日ロッカーで保管する。不必要な貴重品や多額の金銭は持参しない。
- スマートフォン・携帯電話は、家庭への連絡のために持ち込みを許可する。ただし、朝のSTから帰りのSTまでは電源を切ってロッカーに入れておくこと。ゲームや私的な動画視聴は敷地内で時間を問わず認めない。

5 自転車通学

- 自転車通学は許可制とする。
- 自転車点検を受け、登録ステッカーが見える場所に貼った自転車で通学する。
- 自転車置き場は、学年所定の位置に駐輪する。
- 自転車に乗車する際は、頭部保護の観点からヘルメットを着用することが望ましい。(愛知県の条例では、ヘルメットの着用が努力義務とされている)
- 交通法規、交通マナーを守る。特に一時停止無視、並進、二人乗り、イヤホンをつけての走行、無灯火運転をしない。歩道は歩行者が優先である。
- 雨天時は雨合羽を着用する。
- 自転車を買換えたり、通学方法を変更した場合は指導部に届け出る。

生徒心得の改正及び一部廃止の手続きについて

- 1 改正又は廃止の議論にあたっては、「教育目標」「スクールポリシー」「努力目標」に基づくこととする。
- 2 生徒会執行部は、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、生徒心得の改正及び一部廃止を求めることができる。
- 3 校長は、前項の規定に基づく求めがあった時、又は生徒心得の見直しが必要となった時は、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、運営委員会や職員会議、生徒議会、P T A委員会、学校評議員会等でその内容について議論するものとする。
- 4 校長は、運営委員会や職員会議、生徒議会、P T A委員会、学校評議員会等での議論を踏まえ、生徒心得の改正又は一部廃止について決定するものとする。
- 5 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。